

新横浜公園(対象屋外有料施設)の利用に附随したテント等の設置の試行実施について

今まで、屋外有料施設の利用者のみなさまがその利用に伴い、テント等の設置を行う場合には、事前に所管の公園緑地事務所に占用許可を得ていただき、利用する屋外有料施設の外にテント等の設置をしていただいていたいました。

しかしながら、近年の酷暑により熱中症対策が必要不可欠となっているため、屋外有料施設の利用者のみなさまが、よりテント等設置を行いやすくするために、屋外有料施設の利用に伴うテント等の設置について、試行により次の通り対応することとしましたのでお知らせします。

【実施期間】

令和7年8月1日(金)から

【対象屋外有料施設】

野球場、少年野球グラウンド、第1運動広場、第2運動広場、球技場、投てき練習場

【利用時間】

テント等設置時間は新横浜公園(対象屋外有料施設)の利用時間に限ります。
利用時間内での設置及び撤去をお願いいたします。

【設置可能エリア】

対象屋外有料施設内

→指定された場所に設置が可能です。設置可能エリア図面参照

対象屋外有料施設外

→園路等通行の妨げにならない場所で設置が可能です。

【届出書類】

・テント設置等確認票

※有料施設外に設置するワンタッチテント等の簡易的なものについては届出書類が不要です。

有料施設内については簡易的なものを含め、すべてのテントにおいて届出書類が必要です。

【受付方法】

設置等にあたっては、当日までに「テント設置等確認票」を、新横浜公園第2または第3レストハウスにご提出ください。

ご提出いただいた内容を確認の上、承諾を得られた場合、占用許可が不要でテント等を設置できます。

【利用条件】

- ・利用にあたっては、都市公園法、同法施行令、横浜市公園条例及び同施行規則を遵守の上、安全管理の注意と他の公園利用者等の迷惑とならないようご利用ください。
- ・テント等設置にあたっては、風に煽られて飛散してしまう危険性があることから重りを用い、固定してください。

※木やフェンス等の公園施設にロープ等で縛りつけるなどの固定、杭(ペグ)等の打ち付けについては、芝生や埋設設備等に影響がでしてしまう恐れがあるため認めません。

- ・強風時などのテント等が倒壊、飛散する恐れのある場合はテント等設置を認めません。また、利用時間中の気象情報について利用者自身で注意し、危険の恐れがある場合には使用を中止してください。
- ・施設内にテント等を設置する場合、視界が遮断される構造となっているものは、プレーエリアを確認できないなどの安全面から設置は認めません。
- ・設置について新横浜公園指定管理者から指示があった場合はその指示に従ってください。
- ・テント等設置にあたり、公園の芝生や樹木等の公園施設の損壊が生じた場合は、利用者に修復または賠償を求めます。また、テント等設置に伴い、火災・盗難・事故が発生した場合は、一切の責任を利用者が負い、被害が生じた場合は、修復または賠償を求めます。
- ・利用にあたっては、必ず「テント等設置確認票」のご提出をお願いします。
- ・テント等設置の承諾を得た後に渡される掲示物を当日テントへ掲示をお願いします。
- ・その他必要がある場合は、新横浜公園指定管理者と協議の上、ご調整をお願いします。

【利用のルール】

- ・有料施設内は競技者及び審判等の役員のみ立入りが可能となります。
- ・飲食については施設のルールをご確認の上、従ってください。
- ・火気の使用は厳禁です。(カセットコンロ・ガスボンベ・ガスコンロ・バーベキューコンロ・ホットプレート・シングルバーナー・発電機などの使用)
- ・公園内への車両の乗り入れは禁止です。
- ・公園内にごみ箱は設置されていません。ごみは必ず各自でお持ち帰りをお願いします。
- ・危険のおそれのある行為または他人の迷惑となるような行為はやめてください。(音響機器、楽器の使用。大声で騒ぐ、暴れる行為。近隣住民、他の来園者への迷惑行為など)
- ・植物の採取、木登り、樹木への装飾行為、花や枝を折る、タープ等を括りつけて幹を傷つける、ベンチ、遊具へのいたずらなど公園内にあるものを汚損・破損させる行為はやめてください。

【問合わせ先】

新横浜公園管理事務所

電話:045-477-5000